テレワークの拡大と課題

— 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として広がるテレワーク —

荒井 透雅 (総務委員会調査室)

《要旨》

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や働き方を大きく変化させた。政府は、「三つの密」の回避や、人との接触の8割削減のためテレワークを強く推進した。本稿は、政府のテレワーク推進への取組と、導入が進む中で明らかとなってきた課題について紹介するものである。

1. テレワーク推進に向けた政府の取組

(1) これまでの取組

厚生労働省ホームページによれば、テレワークとは「情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことで、Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語だとしている 1 。

政府は、平成28年7月からテレワーク関係府省連絡会議を開催して、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を行っている。また、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」(平成29年5月30日閣議決定・令和元年6月14日最終変更)においては、「テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題」とし、令和2年には、テレワーク導入企業率を平成24年度(11.5%〔総務省通信利用動向調査〕)比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度(7.7%〔国土交通省テレワーク人口実態調査〕)比で倍増させるとの具体的な目標を掲げていた2(図表1参照)。

¹ 厚生労働省「テレワーク総合ポータルサイト テレワークとは」〈https://telework.mhlw.go.jp/telework/about/〉(令 2.6.22 最終アクセス)

²「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」(平 29.5.30 閣議決定・令元.6.14 最終変更) 152 頁

34.5 テレワーク導入企業の割合(%) テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(%) 19.1 16.2 13.9 11.5 15.4 9.3 10.8 9.0 H24 H25 H26 H27 H28 нзо H29 R1 R2

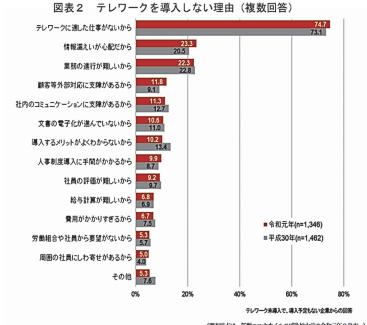
図表 1 テレワークの実施状況の推移

出所: 各年度の通信利用動向調査 (総務省)、テレワーク人口実態調査 (国土交通省) 及び 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」より作成

また、政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会中の交通混雑の回避の切り札として、平成29年に東京オリンピックの開会式予定日であった7月24日を「テレワーク・デイ」とし、全国一斉のテレワークの実施を働きかける運動を実施し、その後も毎年、同日周辺の一定期間を「テレワーク・デイズ」として運動を実施している。さらに、平成30年2月には厚生労働省がテレワークにおける労働関係法規の適用や労働時間管理の仕方などについて整理した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を、同年4月には総務省が「テレワークセキュリティガイドライン(第4版)」を策定・公表し、民間のテレワーク導入に向けた環境整備を進めていた。しかしながら、令和元年の調査で、テレワーク導入企業の割合は20.2%、雇用型テレワーカーの割合は9.8%となっており、微増傾向ではあるものの、目標達成は厳しい状況となっていた(図表1参照)。

また、総務省通信利用動向調査によると、企業がテレワークを導入しない理由は「テレワークに適した仕事がないから」が74.7%と最も高く、以下、「情報漏えいが心配だから」23.3%、

「業務の進行が難しいから」 22.3%、「顧客等外部対応に支障 があるから」11.8%、「社内のコ ミュニケーションに支障がある から」11.3%と続いている(図表 2参照)。個人調査では、テレ ワーク実施希望がある者が実施 しない理由は「テレワークでき



(爾根語は、賴型コロナウイルス級於此前の合和元年9月末) 出所:総務省「令和元年通信利用動向調査」(令和2年5月29日公表)

³ 政府は、令和2年6月10日開催のテレワーク関係府省連絡会議において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は延期されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、2020年の「テレワーク・デイズ」の取組は、期間を限定せず継続したテレワーク推進の呼びかけ、情報提供等の強化として行うこととした。

る制度がない」41.1%、「テレワークには適した仕事ではない」40.3%となっている⁴。 政府は引き続きテレワークの普及展開を図るために、令和2年度当初予算等では図表3 にあるような各種施策を実施することとしている。

図表3 令和2年度政府当初予算等におけるテレワーク関連施策

目標設定・現状把握				
情報通信政策のための統計(通信利用動向調査)	[31 年度 79 百万円の内数] (総務省)			
テレワーク人口実態調査	[2年度15百万円](国土交通省)			
普及展開				
テレワーク普及展開推進事業	[2年度 248 百万円の内数] (総務省)			
テレワーク相談センターの設置事業	[2年度47百万円の内数](厚生労働省)			
国家戦略特区のテレワークに関する援助事業	[2年度58百万円](厚生労働省)			
時間外労働等改善助成金(テレワークコース)	[2年度96百万円](厚生労働省)			
地域 IoT 実装・共同利用総合支援施策	[2年度 400 百万円の内数] (総務省)			
社会資本整備総合交付金を活用した施設整備等に	[2年度7,627億円の内数](国土交通省)			
よるテレワークの支援				
テレワークの普及促進に向けた気運の醸成事業	[2年度110百万円の内数](厚生労働省)			
サテライト・オフィスマッチング支援事業	[31 年度 10 百万円] (総務省)			

出所:テレワーク関係府省連絡会議(第9回(令和2年1月29日)配付)「参考資料 令和2年度政府予算 案におけるテレワーク関係施策」より作成

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策としての取組

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、否でも応でも世界の人々の社会生活を一変させた。我が国では、感染の拡大を防止するため、密閉、密集、密接の「三つの密」を避けることや、不要不急の外出自粛が政府・自治体から要請され、職場での感染防止や業務の継続のために働き方も転換を余儀なくされることとなった。令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、「患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。」とされ⁵、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日最終変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においても、在宅勤務(テレワーク)の推進が求められた。「三つの密」の回避や、人との接触の8割削減の実現に向け、テレワーク活用を強力に推進するため、政府は、令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更の閣議決定)の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第一次及び第二次の補正予算においても図表4及び図表5に掲げるような各種施策がとられることとなった。

⁴ 総務省「令和元年通信利用動向調査」(令 2.5.29) 〈https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics /data/200529 1.pdf〉(令 2.6.22 最終アクセス)

⁵ 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令 2.2.25 決定) 4 頁

図表4 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定(4月20 日変更の閣議決定)) 及び令和2年度第一次補正予算における主なテレワーク関 連施策

税制措置

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 中小企業経営強化税制を拡充し、中小企業者等が、テレワーク等のための設備取得等を行った 場合に適用を可能とする

予算措置				
	主な事業	補正予算額	所管省庁	
働き方改革推進支援	テレワークを新規で導入する中小企業等に対	10 億円	厚生労働省	
│助成金(テレワーク │コース)の拡充	│し、テレワーク用の通信機器の導入・運用等 │に係る経費について助成金で支援する			
テレワークマネー	I C T の専門家 (テレマネージャー) による	3.5億円	総務省	
ジャーによる相談体	相談体制を拡充すること等により、企業及び	0.0 応门	小心有力「目	
制の拡充	地方自治体によるセキュアなテレワークの導			
	入を推進する。また、地方自治体に対して、			
	本事業の活用等によるテレワーク導入を要請			
	する			
中小企業デジタル化	中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支	100 億円	経済産業省	
応援隊	援を提供する民間のIT専門家(フリーラン			
	ス、兼業・副業人材を含む)を「中小企業デ			
	ジタル化応援隊」として選定し、その定型業 			
中小企業生産性革命	│務の性質に応じて定額を補助 │中小企業の生産性向上を継続的に支援する	700 億円	経済産業省	
推進事業の特別枠創	「生産性革命推進事業」について、新型コロ	の内数	性仍注末自	
一設	ナウイルス感染症の影響を乗り越えるために	071132		
	前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又			
	は補助上限を引き上げた「特別枠」を設け、			
	「特別枠」の類型の一つとして、従業員がテ			
	レワークを実践できるような環境を整備する			
I I A Alle I I A D	「テレワーク環境の整備」を創設		t=	
中小企業サイバーセ	テレワーク等の業務のデジタル化を進める中	7.7億円	経済産業省	
│キュリティ対策促進 │事業	小企業において、基本的なセキュリティ対策 実施のため①専門家派遣による事前支援の体			
李未 	吴旭のため①号□家派追による事前又援の体 制構築、②インシデント発生時の駆付け支援			
	や簡易保険による事後支援の体制構築に向け			
	た地域実証を実施するとともに、中小企業へ			
	のセキュリティの普及啓発や情報共有を行う			
	ため、全国各地でセキュリティコミュニティ			
	の形成や取組の拡大に向けた支援を実施		6= 1 	
高度サイバーセキュ	テレワークの急速な普及等により、企業の機	3 億円	経済産業省	
リティ検証技術構築 事業	密情報が市販品を経由してサイバー空間上で やりとりされる機会が増加し、それを狙った			
"	やりとりされる機会が増加し、それを狙うに サイバー攻撃の増加が懸念される。その中で			
	今後は、市販品への攻撃として、ハードウェ			
	ア自体を分析・干渉する攻撃手法に対する脆			
	弱性の検証が重要となるため、このような攻			
	撃に対するセキュリティ検証に活用可能な技			
	術を調査・追試し、評価手法として確立する			
在宅学習・在宅勤務・	高度無線環境整備推進事業の支援対象地域を	30.3億円	総務省	
オンライン診療等を	条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大			
後押しする光ファイ バ整備の推進	し、光ファイバ未整備の学校を有する地域に			
八笠岬の推進	│おいて、地方自治体や電気通信事業者等によ │る、5G等の高速・大容量無線通信の前提と			
	る、5 G 寺の高迷・人谷皇無禄通信の前提と なる伝送路設備等の整備を支援する			
	つの以及四以帰すい正帰と入及りの			

出所:「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更の閣議決定)) 並びに総務省、厚生労働省及び経済産業省資料より作成

図表5 令和2年度第二次補正予算における主なテレワーク関連施策

	主な事業	補正予算額	所管省庁
情報通信ネット	新型コロナウイルス感染症への対応を進めなが	501.6 億円	総務省
ワークの整備	ら、「新たな日常」に必要な情報通信基盤を整備		
	するため、光ファイバが未整備の学校がある地		
	域をはじめとして、地方自治体や電気通信事業		
	者等による光ファイバの整備を支援する		
全国各地域でのテ	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方	3.1億円	総務省
レワークサポート	針を踏まえ、テレワークの一層の促進に向け、中		
体制の強化	小企業を支える団体とも連携した全国各地域で		
	のサポート体制について、相談窓口を強化し、速		
	やかなテレワークの導入を推進する		
電子契約等普及促	感染拡大防止の観点から、企業間のやり取りの	2.4億円	総務省
進事業	電子化を促進しテレワークを推進するため、ト		
	ラストサービス(企業の社印を電子的に処理す		
	る仕組み)を導入するための技術的基準等を速		
	やかに整理し、早期の制度化を図る		
中小企業における	テレワークを新規で導入する中小企業に対し、	33 億円	厚生労働省
テレワーク導入支	テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経		
援	費について助成金による支援を継続するととも		
	に、助成金の迅速な支給のため、必要な体制を整		
	備する		
中小企業生産性革	中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生	1,000億円	経済産業省
命推進事業による	産性革命推進事業」について、新型コロナウイル	の内数	
事業再開支援	ス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投		
	資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を		
	引き上げた「特別枠」を設け、「特別枠」の類型		
	の一つとして、従業員がテレワークを実践でき		
	るような環境を整備する「テレワーク環境の整		
	備」を設けているところであるが、今般、緊急事		
	態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開		
	を強力に後押しするため、業種別ガイドライン		
	等に基づいて行う取組への支援を拡充する		

出所:総務省、厚生労働省及び経済産業省資料より作成

2. 課題と対応

[「]第1-3回「新型コロナ対策のための全国調査」からわかったことをお知らせします。第4回「新型コロナ対策のための全国調査」の実施のお知らせ」(令2.4.30付け厚生労働省報道発表資料)〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11109.html〉(令2.6.22最終アクセス)

[「]緊急事態宣言(7都府県)後のテレワークの実態について、全国2.5万人規模の調査結果を発表 テレワーク実施率は全国平均で27.9%。1か月前の13.2%に比べて2倍以上」(令2.4.17付け株式会社パーソル総合研究所発表資料)〈https://rc.persol-group.co.jp/news/202004170001.html〉(令2.6.22最終アクセス)

(1) 労務管理

テレワークにおける大きな課題の一つが、労働時間の管理等の労務管理である。厚生労働省は、前述のとおりテレワークにおける労務管理のガイドラインとして「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を平成30年2月に策定しているが、今回の令和2年度第一次及び第二次補正予算で措置された中小企業等におけるテレワークの導入・運用を支援するための同省の助成金(図表4及び図表5参照)においても、その助成対象に、就業規則・労使協定の作成・変更、労務管理担当者の研修、社会保険労務士等外部専門家によるコンサルティング費用も含まれるとしており®、中小企業における適切な労務管理への支援を行っている。また、総務省は、令和2年度当初予算で措置されたテレワーク普及展開推進事業においてテレワークの導入を希望する企業に労務管理の専門家を派遣することとしており、高市総務大臣も国会において「今年度予算で、…さまざまな皆様の不安、つまり、労働時間のチェックをどうすればいいんだとか、それから、自宅で仕事をしていてけがをした場合、これは労災に当たるのかどうかとか、労働環境を衛生的に保つにはどうしたらいいんだ、こういう不安にもお応えするように、社会保険労務士会など、また地元の商工会議所などとも連携したサポート体制の整備を予定いたしております。」®と答弁している。

(2)押印・書面提出等の慣行

印鑑を押すためだけに出社する例が見受けられるなど、テレワークの障害の一つとして「ハンコ文化」が指摘されている¹⁰。政府では、令和2年4月27日に開かれた経済財政諮問会議において総理から「テレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しにつきまして、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめ、IT総合戦略本部と連携しつつ、着手できるものから順次実行していただきたい」との発言があり、翌28日に開催された規制改革推進会議では、書面規制、押印、対面規制の見直しについての議論が開始された¹¹。

また、データの信頼性を確保する仕組みであるトラストサービスの一つであり、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、企業の角印の電子版に相当する「eシール」について、令和2年2月に公表された総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ」において「一定程度国が関与しつつも、基本的には民間の自主的な仕組みにより、eシールを提供するサービスの立上げやその導入が促進されるよう、信頼の置けるサービス・事業者を認定する民間の仕組みの創設に向け、信頼の置けるサービス・事業者に求められる技術上・運用上の基準や認定の仕組みに関する検討を進めることが適当である。」とされていた12。その

⁸ 第 201 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 9 号 20 頁 (令 2.4.16)

⁹ 第 201 回国会衆議院総務委員会議録第 14 号 6 頁(令 2. 4. 16)

^{10 『}朝日新聞』(令 2.4.24)

¹¹ 内閣府「第5回規制改革推進会議議事録」(令2.4.28) https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200428/gijiroku0428.pdf (令2.6.22 最終アクセス)

¹² 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまと

後、新型コロナウイルス感染症の拡大によりテレワークの要請が強まる中、総務省は、より円滑に業務の電子化を進める処方箋になることが期待できるとして、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」を令和2年4月に発足させ、eシールに関する制度の枠組みについての検討を開始した。

(3) セキュリティ対策

テレワークの拡大に伴い、ビデオ会議システム「Zoom (ズーム)」への不正侵入など テレワークを標的にしたサイバー攻撃も確認されている。今回は急きょテレワーク環境を 整備した企業も多く、セキュリティ対策が不十分であったとの指摘もある¹³。政府において は、内閣サイバーセキュリティセンターが、令和2年3月27日にホームページに「テレ ワーク実施者の方へ~あなたのセキュリティは大丈夫ですか?~」を掲載する¹⁴など、関係 各機関が、セキュリティ対策の注意喚起を行っている。また、令和2年度第一次補正予算 では、経済産業省が「中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業」を実施している(図 表4参照)。

(4) 通信量の増大と通信基盤の整備

テレワークや在宅学習の拡大に伴い、インターネットの通信量も増大している。NTTコミュニケーションズが公開しているインターネットトラヒック(通信量)推移によると、同社が運営するインターネット接続サービス「OCN」の平日昼間帯のトラヒックは、新型コロナウイルス感染拡大による影響が出る前の2月25日の週に比較して、5月11日の週は最大55%増加している。しかしながら、この増加は、夜間帯のピーク時のトラヒックまでには至っておらず、通信量の増大による通信障害は発生していない¹⁵。

このような状況の中で、総務省は、令和2年4月10日、インターネットコンテンツの円滑な流通を図るため、コンテンツ事業者とネットワーク事業者等の協力体制を構築し、関係者間の定常的な情報共有及び課題検討を行う「インターネットトラヒック流通効率化検討協議会(略称:CONECT)」を設立した。同協議会では、新型コロナウイルス感染症対策による在宅時間の伸びに伴って、インターネットトラヒックは増加傾向にあるとして、協議会の構成員との情報共有を通じて、その傾向の把握、情報の発信を行っていくとしている16。

また、令和2年度補正予算では、地理的な条件不利地域において電気通信事業者や地方

め」(令2.2.7) 31 頁

^{13 『}産経新聞』(令 2.4.27)

^{14 「}テレワーク実施者の方へ~あなたのセキュリティは大丈夫ですか?~」(令 2.3.27 内閣サイバーセキュリティセンター掲載・令 2.4.3 更新) 〈https://www.nisc.go.jp/security-site/telework/〉(令 2.6.22 最終アクセス)

¹⁵ 「インターネットトラフィック(通信量)推移データ」(令 2.5.12 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション ズ株式会社公表)〈https://www.ntt.com/about-us/covid-19/traffic_archive.html#0519〉(令 2.6.22 最終アクセス)

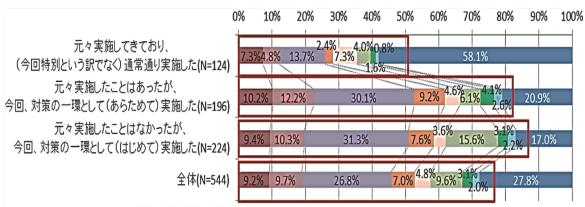
¹⁶ 総務省「電気通信政策の推進 インターネットトラヒック流通効率化検討協議会」〈https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/conect/index.html〉(令 2.6.22 最終アクセス)

自治体等が光ファイバを整備する場合にその事業費の一部の補助を行っている総務省所管の高度無線環境整備推進事業について、支援対象地域を条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大し、在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする光ファイバの整備を推進することとしており、令和2年度第一次補正予算で30.3億円、第二次補正予算では501.6億円が計上されている(図表4及び図表5参照)17。

(5) 資料・データへのアクセス、意思疎通等

国土交通省の調査によると、調査期間中に感染症対策の一環としてテレワークを実施した人で、何らかの問題があったとした人の割合は72.2%に上った。具体的な問題点については、最も多かった回答が「会社でないと閲覧・参照ができない資料やデータなどがあった」が26.8%であり、次いで「同僚や上司などとの連絡・意思疎通に苦労した」が9.7%となっている。一方で同調査においてテレワークを元々実施してきた人では、問題があったと答えた人の割合は41.9%であった¹⁸。

図表6 テレワーク(在宅勤務に限る)を実施してみて問題があったこと



- ■営業・取引先等との連絡・意思疎通に苦労した
- ■同僚や上司などとの連絡・意思疎通に苦労した
- ■会社でないと閲覧・参照できない資料やデータなどがあった
- ■自宅に仕事に専念できる物理的環境(個室・間仕切りによるスペースや机・椅子など)がなく、仕事に集中できなかった
- ■自宅で仕事に専念できる状況になく(家事や育児を優先)、仕事に集中できなかった
- ■会社のテレワーク制度が明確ではない(自己判断による実施)ため、やりづらかった
- ■セキュリティ対策に不安があった
- ■その他の問題があった
- ■特に問題はなかった

出所:「平成31年度(令和元年度)テレワーク人口実態調査」(国土交通省)

¹⁷ 高度無線環境整備推進事業は令和2年度当初予算では52.7億円が計上されていた。

¹⁸ 「平成 31 年度(令和元年度)テレワーク人口実態調査」(令 2.3.30 国土交通省報道発表)〈https://www.ml it.go.jp/toshi/daisei/content/001338545.pdf〉(令 2.6.22 最終アクセス)

テレワークを前提として、普段から資料やデータを電子化し、その持ち出しやアクセスについてのセキュリティ対策を講じたり、定期的なビデオ会議の実施やメール等による報告を制度化していれば、上記の問題はある程度解消できる可能性がある。テレワークに否定的な意見の多くは準備不足によるところが大きいとの指摘もなされている¹⁹。

3. おわりに

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためテレワークを実施する職場が急速に拡大したが、急きょ制度を導入したため、準備不足から様々な課題が明らかになる一方で、テレワークのメリットを実感した企業も多くある。テレワークによりオフィスで働く必要性が薄れたとして、オフィスを解約する動きがあるとの報道もある²⁰。テレワークは元々、移動時間の短縮による業務効率化やワーク・ライフ・バランスの向上など働き方改革に資するものとしてその活用が期待されていた。今回、テレワークを実施する職場が増え、その結果、課題や効用が認識されることとなった。公益財団法人日本生産性本部の調査によると、新型コロナウイルス感染拡大が収束した後も、テレワークを行いたいかと尋ねたところ、24.3%が「そう思う」と答え、「どちらかといえばそう思う」38.4%と併せて、6割を超える人が前向きな答えをしている²¹。今回の経験をいかしてテレワークが更に拡大し、定着していくことになるのか注目されるところである。

(あらい ゆきまさ)

^{19 『}産経新聞』(令 2.4.16)

^{20 『}日本経済新聞』(令 2.5.15)

²¹ 公益財団法人日本生産性本部『新型コロナウイルスの感染拡大が働く人の意識に及ぼす調査 調査結果レポート』(令 2.5.22) 〈https://www.jpc-net.jp/research/assets/pdf/5f4748ac202c5f1d5086b0a8c85dec2b. pdf〉(令 2.6.22 最終アクセス)

[※] 本稿脱稿後の令和2年7月2日、規制改革推進会議は、書面規制、押印、対面規制の見直しについて、各業界を所管する府省庁から、民間事業者が押印の廃止や他の方法による代替を行う場合の懸念点に対する考え方を示すことで、民間事業者の押印の廃止や代替に向けた動きを促進すべきであるとの提言等を盛り込んだ「規制改革推進に関する答申」を決定した。